

貴族院回議國九十九帝
所得稅法の一部を改正する等の法律案特別委員會議事速記録第二號

○所得稅法の一部を改正する等の法律案

○臨時租税指掌法を改正する法律案
○地方税法及び地方分與税法の一部を
改正する法律案

前半二十二年八月二日（星期日）

○委員長(男爵周布達道君)　開會致シ
マス、今日ハ最初ニ大藏省關係ノ法案
ニ付キマシテ、主ナル要項ニ對シテ主
税局長カラ説明ヲ聽取致シタイト思ヒ
マス、先ツ御質問ノ前ニ、先日大臣
御説明ガゴザイマシタケレドモ、此ノ
際、局長ヨリ御話ヲ伺ヒタイト思ヒ

○政府委員(池田勇人君) 委員長カラ
ノ御話ニ依リマシテ、今回ノ「所得稅法の
一部を改正する等の法律案」竝ニ「臨時
租稅設置法を改正する法律案」ノ概略
ヲ御説明申上グマス、提案ノ理由ノ説
明ト致シマシテ、先般大藏大臣ガ御説
明ニ相成ツタノデゴザイマスルガ、餘
リニ多岐ニ亘リマシテ、其ノ問題ノ重
要サヲ十分盡シテ居リマセヌノデ、今
回ノ増稅等ニ付キマシテノ狙ヒ所竝ニ
其ノ主ナル點ニ付キマンテ、御話申上
ゲタイト思ヒマス、終戰後ノ事態ヲ速
カニ收拾シ、サウシテ國民生活ヲ確保
致シマスルト共ニ、新ラシイ日本ヲ再
建致シマスル爲ニハ、相當巨額ノ財政
需要ガアルノデアリマス、租稅ニ於キ

キマシテハ、一萬五千圓以下ノ方ガ減
稅ニ相成ルト云フコトニカツテ居ルノ
デアリマス、所得稅ニ付キマシテハ、
各稅率ノ引上ヲ致シマシタ以外ニ、配
當所得ノ計算期間ヲ、其ノ年ノ三月一
日カラ翌年ノ二月末日迄、斯ウ云フ計
算期間ヲ暦年ニ改メマシタ、即ち前年
ノ實績ニ改メマシタ、又臨時利得稅デ
課稅致シテ居リマシタ不動產等ノ譲渡
所得ニ對シマシテ、新タニ所得稅ニ譲
渡所得ヲ設ケマシテ、課稅スルコトニ
致シマシタ、是ハ臨時利得稅ヲ廢止致
シマシタ關係デゴザイマス、又國債、
預金ノ利子ヲ綜合課稅致シマス場合
渡所得ヲ設ケマシテ、課稅スルコトニ
致シマシタ、是ハ臨時利得稅ヲ廢止致
シマシタ關係デゴザイマス、又國債、
預金ノ利子ヲ綜合課稅致シマス場合
ニ、三割ノ控除ヲ致シテ居ツタノデア
リマスルガ、是モ廢止致シマスルシ、
配當或ハ積立金ヲ拂込資本金ニ譲當テ
タ場合ニ、十分ノ五ヲ控除スルト云フ
制度ヲ十分ノ四ニ改メ、五千圓ノ控除
ヲ止メルト云フコトニ改正ヲ加ヘタノ
デゴザイマス、次ニ法人稅ニ付キマシ
テハ、先程申上ゲマシタ臨時利得稅ヲ廢
止致シマスル關係上、法人臨時利得稅
ヲ法人稅ニ統合致シマシテ、法人ノ超
過所得トシテ課稅スルコトニ致シタノ
デゴザイマス、其ノ稅率ハ資本金ニ對
シマシテ、八分ヲ超過シ、一割五分以
下ノ金額ニ對シマシテハ百分ノ三十、
一割五分超過ニ割五分以下ノ金額ハ百
分ノ四十四、二割五分ヲ超過スルモノハ
百分ノ五十ト稅率ヲ定メマシテ、大體
シタ、サウシテ既存ノ法人稅ハ之ヲ普
通所得ニ對スル稅ト致シマシテ、百分

三十五ニ引上ダタノデゴザイマス、
ニシ、又資本金ノ計算ニ付キマシテハ、
繰越缺損金ヲ控除シナイト云フコトニ
改メタノデゴザイマス、特別法人税ニ
付キマシテモ、大體法人税ト睨ミ合セ
マシテ、百分ノ二十二ト云フ税率ヲ百
分ノ二十五ニ引上ダマシタ、法人ニ付
キマシテハスク改正致シマシテ、大體
從來ノ負擔ヨリモ一割前後ノ負担増ニ
相成リマス、是ハ敗戦後ノ生産增强其
ノ他カラ鑑ミマシテ、成ルベク此ノ際
法人ノ増税ハ手控ヘヨウト云フ考ノ下
ニ増税ヲ少ク致シタノデゴザイマス、
次ニ直接税で問題ニナリマスノハ、相
続税デゴザイマスルガ、財産税等ノ施
行ヲ考ヘマシテ、相續税ノ税率引上ハ
餘程躊躇致シタノデゴザイマスルガ、
百萬圓以上ノ相續財産ニ對シマシテハ
百萬圓ヲ超エマスル金額ニ對シテハ、
此ノ際或程度ノ増徴ヲ必要ト致シマシ
タノゾ、百萬圓超過ノ部分ニ幾分ノ稅
率ノ引上ヲ致シマシタ、即チ家督相續
ノ第一種ニ付キマシテハ、百萬圓ヲ超
エル金額ニ付キマシテハ、從來千分ノ
三百六十五デアリマシタノヲ、千分ノ
三百七十二ニ致シマシタ、又五百萬圓超
過、是ハ最高稅率ニアリマシタガ、千
分ノ四百四十ト云フノヲ、五百萬圓ヲ
超エル金額千分ノ四百七十五ニ致シマ
シテ、一千萬圓ヲ超エル金額千分ノ五
百十、二千萬圓ヲ超エル金額千分ノ五
百五十、斯ウ云フコトニ致シマシテ、
相續財產ノ多類ノ方ニ對シマシテハ、
或程度ノ増徴ヲ行ヒマシタ、併シ別ニ
免稅點五千圓ヲ二萬圓ニ引上げ、又扶
養家族一人千五百圓ヲ三千圓ニ引上げ

ノフ、小賣價格ガ各々四十圓、或ハ三
十圓ニ相成リマスルヤウニ稅率ヲ盛
シテ骨稅致シマシタ、麥酒ニ付キマシテ、
ニナリマスルヤウ稅率ヲ盛ツテ居リマ
ス、雜酒其ノ他ノ酒類ニ付キマシテ、
モ、其ノ酒類ノ品質等ヲ考ヘマシテ、
酒、麥酒ト大體似寄ツタ增稅ヲ致シマ
シテ約十億圓ノ基本收入ヲ二十九億圓
程度ニ相成リマスルヤウ、即チ十九割
程度ノ増稅ヲ致シタノデゴザイマス、
清涼飲料稅、砂糖消費稅ニ付キマシテ、
モ、相當大幅ノ増稅ヲ行ヒマシタ、又
織物消費稅ニ付キマシテハ、百分ノ十
五ノ稅率デアリマシタノフ、後カラ申
シマスルヤウニ、織物竝ニ織物製品ニ
對シマシテ課稅致シマシタ物品稅ヲ廢
止致シシテ、織物消費稅ト統合スル
コトトシ其ノ稅率ヲ百分ノ四ニ致シ
タノデゴザイマス、又從來免稅致シテ
居リマシタ織物ニ付キマシテハ、此
ノ際其ノ需要ノ狀況ヲ考ヘマシテ新タ
ニ課稅デルヨトニシ、其ノ稅率ハ百分
ノ十二止メテ居ルノデゴザイマス、斯
ウ致シマシテ織物消費稅ハ、物品稅ヲ
從來負擔シテ居ツタモノニ比ベマス
ト、非常ニ税率ガ低クナツテ參ツテ居
ルノデゴザイマス、次ニ物品稅ニ付キ
マシテハ、御承知ノ通リニ小賣ノ際課
稅致シマスルノト、製造場カラ引取り
マス場合ニ課稅致シマスノト、二通リ
ニナツテ居ルノデアリマス、ドウモ小
賣課稅ハ徵稅ガナカノ不便デアリマ
ス、又課稅ノ適正ガ十分ニ期シ得ラレ
マセヌノデ、此ノ際小賣課稅制度ヲ止
マシテ、全部製造課稅ニ改メタノデ
ゴザイマス、申ニハ製造課稅ヲ致シマ
スコトガ、非常ニ不便ナモノガゴザイマ
ス、例へ愛玩用動物ト力盆栽トカ、

シテハ、此ノ際物品税ヲ課税シナイトニ致シマンシタ、斯ク致シマシテ微税ノ便利、課税ノ適正ガ十分期シ得ラレルト考ヘテ居ルノデゴザイマス、尙物品税ニ付キマシテハ遊興飲食税、入場税ヲコトニ對シマシテ百分ノ百二十ノ税率ノ品ノ百二十ノ税率ノ百二十ノ税率ノ百分ノ百二十ノ税率ノ百二十ノ税率ノ百二十ノ税率ノ百二十ノ税率ノセヌ、唯、昨年八月戰時緊急措置法ニ依リマシテ、納稅切符ノ制度ヲ停止致シタニ止メテ居ルノデゴザイマス、入场税モ同様、三月ニ相當思ヒ切ツタ改正ヲ致シマシタノデ、今回ハ手ヲ觸レバ、他骨牌税、印紙税、狩獵免許税等ノマセヌ、唯、最近盛ニナリマシタ舞踏場ニ對シマシテ、入场税ヲ課スル規定ヲ新タニ設ケタダケゴザイマス、其ノ他骨牌税、印紙税、狩獵免許税等ノ改正ヲ行ヒマシタ、尙別ニ關稅法等ニ付キマシテハ、戰時特例ニ依リマシテ、戰時中荷役ノ増強、運送、其ノ他ヲ圖滑ニ致シマスル爲ニ、或程度ノ戰時特例ヲ認メテ居ツタ事柄ハ、戰後も尙運送等ノ戰時特例ニ關スル法律ヲ廢止致スコトニ相成リマシタガ、此ノ規定ニ盛ラコトニ相成リマスノデ、關稅法、關稅定額ノ認メテ居ツタ事柄ハ、戰後も尙運送等ノ戰時特例ニ相成リマス、此ノ規定ニ付キマシテハ、戰時特例ニ依リマシテ、戰時中荷役ノ増強、運送、其ノ他ヲ圖滑ニ致シマスル爲ニ、或程度ノ戰時特例ヲ認メテ居ツタ事柄ハ、戰後も尙運送等ノ戰時特例ニ相成リマス、此ノ規定ニ付キマシテ、其ノ點ヲ一般ノ稅法ニ入レル必要ガアリマスノデ、關稅法、關稅定額ノ認メテ居ツタ事柄ハ、戰後も尙運送等ノ戰時特例ニ相成リマス、此ノ規定ニ付キマシテ、其ノ點ヲ一般ノ稅法ニ入レル必要ガアリマスノデ、關稅法、關稅定額

奉法、或ハ保稅倉庫法等ノ改正ヲ加ヘ
ニ付キマシテモ、或程度ノ改正ヲ加
ヘ、納稅施設法ニ付キマシテモ、戰時
納稅時著ト云フ制度ヲ止メル改正ヲ行
ツテ居リマス、又國庫出納金端數計算
法ニ付キマシテモ、十錢、五錢未滿ノ
場合ニ切捨テノ制度ヲ十錢ニ擴張致シ
マシテ、計算ノ簡素化ヲ圖シタノデゴ
ザイマス、斯ク稅法ニ至リ、即チ二十
七ノ法律ニ付キマシテ改正ヲ加ヘマス
ルト共ニ、他面戰時緊急措置法ヲ停止
致シテ居リマシタ外貨價特別稅、配當
利子特別稅、建築稅、電氣瓦斯稅、廣
告稅、砂糖特別消費稅等ニ付キマシ
テ、之ヲ復活スルコトハ不適當ト考ヘ
マシテ、之ヲ廢止スルコトニ致シテ居
ルノデゴザイマス、尙特別行為稅ニ付
キマシテハ從來課稅致シテ居シタノデ
ハゴザイマスガ、徵稅其ノ他ノ點カラ
考へマシテ、此ノ際廢止スルコトヲ適
當ト認メマシテ、特別行為稅ヲ廢止スル
ルコトニ致シテ居ルノデアリマス、尙
先程申上ゲマシタ臨時利得稅ニ付キマ
シテモ、從來相當ノ收入ヲ擧ゲテ居シ
タノデアリマスガ、稅率ノ簡素化ト云
フコトト、又其ノ中ノ相當部分ハ法人
稅或ハ所得稅ニ織り込メルコトガ出來
マスノデ、臨時利得稅モ廢止スルコト
ニ致シマシタ、以上ガ所得稅法の一部
を改正する等の法律案ノ概略ゴザイ
マス、別ニ臨時租稅措置法ノ改正案ガ
山ニ設ケテ居シタノデゴザイマス、併
シ終戰時中、有ラユル戰時生產遂行ノ
要ノナノ規定ガ澤山出來マシタノデ、
之ヲ改メマシテ、新タニ租稅特別措置

法ト云フ名前ニ致シマシテ、終戦後ニ於キマシテモ尙生産ノ増強、國民生活ノ安定上、特ニ必要ナル規定ダケヲ残スコトニ致スヤウ改正致シタノデゴザイマス、以上ガ今回ノ改正案ノ大體デゴザイマス、

○委員長(男爵周布義道君) 黒田委員ニ申上ダスマガ、前回御要求ガゴザイノ質疑應答ニ付テ、大藏當局ヨリ御説明ガゴザイマス

○政府委員(池田勇人君) 衆議院ノ委員會ニ於キマシテ行ハレマシタ質問應答ノ主ナル點ニ付キマシテ御説明致シマス、先づ基本問題ト致シマシテハ、政府ハ本年度ノ歳入ヲドウ見テ居ルカ、殊ニ二十一年度ノ歳出ニハ財產稅ノ收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナ相當巨額ナ數字ヲ示シテ居ルノデアルガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

今年度ノ歳出ハ五百六十億ニ上ツテ、費ガ相當盛ナレテ居ル、此ノ經濟ガ昭和二十二年度ニ必ズ其ノ儘出ルコトガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

建直シガ思フヤウニ行クナラバ、租稅收入等モ從ツテ殖エテ來ルノデアツテ、方ガナイガ、其ノ公債モ生産ニ向ケラレル公債ナラバ、何モ意ニ介シナイト云フヤウナ質問ガアツタノデゴザイマス、又

現在ノ租稅制度ハ非常ニ複雜ナル、又戰時中、所謂ノベツニ增稅シテ、國民生活ノ負擔關係モ可ナリ不明確デアツテ、スコトニ致スヤウ改正致シタノデゴザイマス、以上ガ今回ノ改正案ノ大體デゴザイマス、

○委員長(男爵周布義道君) 黒田委員ニ申上ダスマガ、前回御要求ガゴザイノ質疑應答ニ付テ、大藏當局ヨリ御説明ガゴザイマス

○政府委員(池田勇人君) 衆議院ノ委員會ニ於キマシテ行ハレマシタ質問應答ノ主ナル點ニ付キマシテ御説明致シマス、先づ基本問題ト致シマシテハ、政府ハ本年度ノ歳入ヲドウ見テ居ルカ、殊ニ二十一年度ノ歳出ニハ財產稅ノ收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナ相當巨額ナ數字ヲ示シテ居ルノデアルガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

今年度ノ歳出ハ五百六十億ニ上ツテ、費ガ相當盛ナレテ居ル、此ノ經濟ガ昭和二十二年度ニ必ズ其ノ儘出ルコトガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

建直シガ思フヤウニ行クナラバ、租稅收入等モ從ツテ殖エテ來ルノデアツテ、方ガナイガ、其ノ公債モ生産ニ向ケラレル公債ナラバ、何モ意ニ介シナイト云フヤウナ質問ガアツタノデゴザイマス、又

現在ノ租稅制度ハ非常ニ複雜ナル、又戰時中、所謂ノベツニ增稅シテ、國民生活ノ負擔關係モ可ナリ不明確デアツテ、スコトニ致スヤウ改正致シタノデゴザイマス、以上ガ今回ノ改正案ノ大體デゴザイマス、

○委員長(男爵周布義道君) 黒田委員ニ申上ダスマガ、前回御要求ガゴザイノ質疑應答ニ付テ、大藏當局ヨリ御説明ガゴザイマス

○政府委員(池田勇人君) 衆議院ノ委員會ニ於キマシテ行ハレマシタ質問應答ノ主ナル點ニ付キマシテ御説明致シマス、先づ基本問題ト致シマシテハ、政府ハ本年度ノ歳入ヲドウ見テ居ルカ、殊ニ二十一年度ノ歳出ニハ財產稅ノ收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

今年度ノ歳出ハ五百六十億ニ上ツテ、費ガ相當盛ナレテ居ル、此ノ經濟ガ昭和二十二年度ニ必ズ其ノ儘出ルコトガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

建直シガ思フヤウニ行クナラバ、租稅收入等モ從ツテ殖エテ來ルノデアツテ、方ガナイガ、其ノ公債モ生産ニ向ケラレル公債ナラバ、何モ意ニ介シナイト云フヤウナ質問ガアツタノデゴザイマス、又

現在ノ租稅制度ハ非常ニ複雜ナル、又戰時中、所謂ノベツニ増稅シテ、國民生活ノ負擔關係モ可ナリ不明確デアツテ、スコトニ致スヤウ改正致シタノデゴザイマス、以上ガ今回ノ改正案ノ大體デゴザイマス、

○委員長(男爵周布義道君) 黒田委員ニ申上ダスマガ、前回御要求ガゴザイノ質疑應答ニ付テ、大藏當局ヨリ御説明ガゴザイマス

○政府委員(池田勇人君) 衆議院ノ委員會ニ於キマシテ行ハレマシタ質問應答ノ主ナル點ニ付キマシテ御説明致シマス、先づ基本問題ト致シマシテハ、政府ハ本年度ノ歳入ヲドウ見テ居ルカ、殊ニ二十一年度ノ歳出ニハ財產稅ノ收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

今年度ノ歳出ハ五百六十億ニ上ツテ、費ガ相當盛ナレテ居ル、此ノ經濟ガ昭和二十二年度ニ必ズ其ノ儘出ルコトガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

建直シガ思フヤウニ行クナラバ、租稅收入等モ從ツテ殖エテ來ルノデアツテ、方ガナイガ、其ノ公債モ生産ニ向ケラレル公債ナラバ、何モ意ニ介シナイト云フヤウナ質問ガアツタノデゴザイマス、又

現在ノ租稅制度ハ非常ニ複雜ナル、又戰時中、所謂ノベツニ増稅シテ、國民生活ノ負擔關係モ可ナリ不明確デアツテ、スコトニ致スヤウ改正致シタノデゴザイマス、以上ガ今回ノ改正案ノ大體デゴザイマス、

○委員長(男爵周布義道君) 黒田委員ニ申上ダスマガ、前回御要求ガゴザイノ質疑應答ニ付テ、大藏當局ヨリ御説明ガゴザイマス

○政府委員(池田勇人君) 衆議院ノ委員會ニ於キマシテ行ハレマシタ質問應答ノ主ナル點ニ付キマシテ御説明致シマス、先づ基本問題ト致シマシテハ、政府ハ本年度ノ歳入ヲドウ見テ居ルカ、殊ニ二十一年度ノ歳出ニハ財產稅ノ收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

今年度ノ歳出ハ五百六十億ニ上ツテ、費ガ相當盛ナレテ居ル、此ノ經濟ガ昭和二十二年度ニ必ズ其ノ儘出ルコトガ、此ノ内容ヲ検討致シマスルト、進駐軍費或ハ復員費其ノ他一年限リノ經收入ヲ當テル云フコトニ致シテ居ルガ、昭和二十二年度ニナツタラドウナル、財政ノ見透シ如何、斯ウ云フ質問ガゴザイマンタ、政府ト致シマシテハ、

建直シガ思フヤウニ行クナラバ、租稅收入等モ從ツテ殖エテ來ルノデアツテ、方ガナイガ、其ノ公債モ生産ニ向ケラレル公債ナラバ、何モ意ニ介シナイト云フヤウナ質問ガアツタノデゴザイマス、又

テ、是レ以上ノ造石ハ今ノ所ナカニムヅカシイ、又委託鑄造ニ付キマシテハ、是ハ相當考慮スル點ガアルト思フ、即チ供出ノ製當ガウマク行キ、皆ガ納得出来ルヤウナ制當ガ出來、サウシテ全部供出ガ行ハレタ、斯ウ云フ場合ニ付キマシテハ、農家ノ酒不足ヲ緩和スル爲ニ、又鑄造ヲ防止スル上カラ言ツテモ、考慮シテ宜ノイデハナイカト云フ政府ノ答辯ガアツクノデアリマス、又酒ヲ專賣ニシテハドウカト云フ質問ニ對シマシテハ、政府ハ製造專賣ハ酒ノ性質カラ言ツテ困難デアル、又販賣專賣ハ、只今色々々ナ統制會社ヲ置いて、實際上販賣專賣ト同様ナコトヲヤシテ居ルノデ、今更政府ノ役人ガ酒ヲ賣ツタリナシカズル必要ハナイ、專賣制ハ考ヘテ居ナイト云フコトヲ答辯シタノデアリマス、遊興飲食税ニ付キマシテハ、最近ノ物價事情カラ言ツテ、アリマシタ、遊興飲食税ノ免稅點ニ付キマシテハ、三月ニ一圓五十錢ヲ十圓ニ引上ゲタ關係上、此ノ程度ニ止メテ置カナケレバイケナイ、サウシテ又第三國三人ノ納稅ニ付キマシテハ、先般聯合軍司令部ト打合セマシテ、十分今後取締ルコトニ致シマシタカラ、今後ハ徵稅ノ實ヲ擧ゲ得ルダラウト云フ答レルカ、即チ第二封鎖預金デ收メラレルカト云フ質問ガアリマシタ、ソレハ第二封鎖預金デ只今申上ゲタヤウナ稅ハ收メ得ル、又財產稅ニ付キマシテハ

免稅額、或ハ評價、或ハ徵收時
テ質問ガエザイマシタガ、此ノ
ダ十分決ツテ居ナイカラ、暫ク
頤ヒタイト云フ答辯ガアリマシ
後ニ稅制ノ運用デゴザイマスガ
微稅機構ハ不完全デアル、又然
委員會制度ハ、アレハ非常ニ機
弱デアリ、又實際所期シタ效果
テ居ナイ、稅務機構ヲ擴充スル
テハ、稅務官吏ノ素質ノ向上並
ノ擴充、即チ人員増加又所得調
會等ニ於キマシテハ、納稅者ノ
シマシタ委員バカリニ限ラズ、
表、斯ウ云フ者ヲ入テ、モツ
シテハドウカト云フ質問ガアリ
ノデ、政府ハ其ノ通リ今後努メ
タイト云フ風ナ答辯ガアツタノ
イマス、大體思附キノ儘デゴザ
ルガ、以上申上ダタヤウナ點ガタ
院ノ委員會ニ於ケル主ナル質疑
ゴザイマス

面目ニシテ居ツタ者ニ關ニ等シニヤウ
ナ所得ガアツタコトニ決定シテ居ルト
云フコトカラ、非常ニ其ノ査定ニ非難
ガアルト云フコトヲ聞イテ居リマス
ガ、是ハ稅務官吏ノ不足等ニ依リマシ
テ、或程度已ムヲ得ナイト思フノデア
リマスガ、今後政府ハ、如何ナル方法
デ其ノ公正ヲ期スル御考ヘデアルカ、
其ノ點ヲ御伺ヒ致シタイト思フノデア
リマス、更ニ、近頃漁村ニ非常ニ新圓
ガ多ク集ツテ居ル、或一漁村ノ如キハ
全村民眾ゲテ數萬、若シクハ數十萬
圓、新圓ヲ所持シテ居ル、斯ウ云フヤ
ウナ噂ヲ聞クノデアリマスガ、是等ニ
對シマシテ、政府ハ如何ナル方法テ稅
ヲ課スルカ査定ヲスルカト云フコトニ
付キマシテ、政府ノ御意思ヲ伺ヒタイ
ト思フノデアリマス

○政府委員(池田勇人君) 開取得ニ對
シマスル課稅ハ、衆議院ノ質疑應答
デ申上ゲマシタヤウニ、稅務官廳ト致
シマシテ、ソレガ闇アルカドウカ存
ジマセヌ、實際ノ收益カラ諸經費ヲ控
除シタモノガ所得ナリトシテ課稅致シ
テ居ルノデアリマス、昨年ハ米價ノ値
上、又野菜ノ自由販賣等ニ依リマシテ、
農家ノ所得ハ非常ニ增加致シマシタ、
昭和二十年ニ於キマシテハ、基礎撫除
後、所謂撫除致シマシタ後ノ所得金額ハ
十九億圓デアリマシタガ、昭和二十一
年分ノ所得ハ九十三億、即チ三倍半ニ相
成ツテ居リマス、人員ハ餘り殖エテ居
リマセヌ、斯ク致シマシテ、農村ニ於ケ
ル實際ノ所得ノ増加ハ相當捕捉シ得タ
ト考ヘテ居リマス、斯ク致シマス副作
用トシテ、實際供出價格ダケデ賣ツタ
人、又野菜等ヲ餘リ作ラナカツタ者ニ
付キマシテハ、是ハ個々ニ當ツテ、或ハ
例外的ニ課稅ニ苛酷ナ點ガアツタヤウ

ニ聞キ及んデ居リマス、斯カル方ニ付
キマシテハ、至急訂正ヲ致シマスヤウ
指示致シマシテ、大體全國的ニ數箇所
位問題ガ起リマシタガ、只今デハ全部
解決済ト報告ヲ受ケマシタ、漁業所得
ニ付キマシテモ、昨年ノ漁業者ニ對ス
ル所得ハ一億七千萬圓デゴザイマシタ
ガ、今年ハ七億二千萬圓ノ所得金額ト
シテ課稅致シマシタ、相當漁村ニ付キ
マシテハ課稅ノ充實ヲ致シテ居ルノデ
アリマス、最近漁村ニ於ケル所謂新聞
ノ滯溜ト云フコトハ聞キ及ンデ居リマ
ス、今年漁業家ノ所得ノ増加致シマシ
タ分ニ付キマシテハ來年十分之ヲ捕捉
致シマシテ課稅ニ努力タイト思ツテ居
リマス、何分ニモ、只今ノ狀況ト致シ
マシテハ出來ルダケノ努力ハ致シテ居
リマスガ、人手不足ト申シマスカ、又
職員ガ十分能力ヲ持ツテ居ナイノモ相
當アリマスノデ、御期待ニ副フヤウナ
課稅ノ適正ガ期シ得ナイ憾ミモナキニ
シモアラズデアリマスルガ、我々ト致
シマシテハ、十分國民ノ租稅ノ適正負
擔ト云フコトニ付キマシテハ、之ヲ信
條トシマシテ、日夜努力致シタイ、又
ソレヲ續ケテ行キタイト考ヘテ居リ
マス

ゲルノデハゴザイマセヌガ、若シ此ノ
體御散會ニナルナラバ、次會ノコトニ
付テ私ハ希望ガアルノデアリマス、ド
ウ云フ希望カト云フト、凡ソ國家方稅
ヲ徵ルト云フコトハ歲出ト云フモノガ
アツテ徵ル、ソレニ出合ハセル爲ニ、增
徵ヲスルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 承リマ
シタルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 承リマ
シタルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 承リマ
シタルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 承リマ
シタルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス

○委員長(男爵周布兼道君) 承リマ
シタルト云フ根本ノ問題ハ、其ノ奉ガ
ドノ位デアルカ、或ハドウ云フ方法デ
ヤルト云フヤウナコトニ付テハ、大局
カラ見レバ、寧ロ専門家ノ大減省ノ御
役人ニ任セテ置イタ方ガ餘程正鶴ヲ得
テ居ルト思ヒマス、我々ノ考フベキ問
題ハ、一體、大減省ガ日本ノ今日ノ財
政ニ對シテ、如何ナル見透シ持ツテ
居ルカ、物價對策ニ付テ、物價ハドノ
位ノ所デ落チ著ク積リカ、今年ノ歲出
ハ、或ハ進駐軍ノ費用トカノ復員費
トカ、今年限リノ支出ガ大部分ヲ占メ
テ居ルトノコトデアルノデ、然ラバ來
年ハドノ位節約サレテ、サウシテ政府
ハ此ノ行政各部ノ支出ヲ減ラスコトニ
付テ、ドンナ考フ持ツテ居ルカ、恐ラ
ク民主政治ト云フモノノ狙ヒ所ハ、歲
出ヲ規制スル爲ニ出來テ居ルノデスケ
レドモ、ソレノ事實ハ實際ト違ツテ、
ドウモ近來ノ風潮デハ、金ヲ出ス方ニ
ハ何デモドンノ賛成スル、之ヲ締メ
ルト云フ風ニヤカマシク言フ人ハ何ダ
カ時代錯誤ノ觀念ノヤウニ思ハレル、
是ハ今日敗殘ノ日本ニ取ツテハ重大ナ
ル問題デ、一文ノ元費モ之ヲ節約シ、
サウシテ生産ヲ増強スルニ必要ナル費
用ヲ檢出スルト云フコトデナクチヤナ
ラヌノデアリマスカラ、私ハ次ノ機會
ニ於テハ、大藏大臣ガ御出席下サツ
テ、ソレ等ノコトニ付テ、我々ニ窓ト
了解ノ行クヤウニ御説明ヲ願ヒタイ、
ソレヲ私ノ次ノ會ニ於ケル希望ト致シ
マス